

若狭町立上中中学校教諭に係る損害賠償請求事件について

1 訴訟概要

- (1) 原告 故若狭町立上中中学校教諭の父
訴訟代理人 弁護士 村上昌寛、海道宏実、端将一郎
- (2) 被告 福井県、若狭町
- (3) 請求額 1億131万円
- (4) 判決日 令和 元年 7月10日
- (5) 経過 平成26年10月：上中中学校 新任教員（原告の長男）が自殺
平成28年 9月：教諭の自殺は、当時長時間勤務が続いていたこと、トラブル対応等で精神的負荷があったことから、公務災害として認定
平成29年 2月：原告は、被告らには安全配慮義務違反が認められるとして、損害賠償請求訴訟を提起

2 判決内容

被告らは、原告に対し、連帯して、金 6537万8159円及びこれに対する平成26年10月7日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え

3 判決骨子

- ・ 担当業務やそれに必要な付随的業務について、明示的な勤務命令はないが、業務内容や経験年数からすれば、所定勤務時間外に行わざるを得なかったと認められ、自主的に従事していたとはいえ、事実上、校長の指揮監督下において行っていたと認められる。
- ・ 校長は、業務時間及び業務内容が心身の健康状態を悪化させるものであったことを認識可能であったが、早期帰宅を促す等の口頭指導をするにとどまり、業務内容変更などの措置をとらず、安全配慮義務の履行を怠った。
- ・ 業務の過重性に起因する何らかの精神疾患を発症し、自殺に至ったことが認められる。